

事務連絡

令和元年9月20日

関係都県内市町村担当部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）

令和元年台風第15号における住家の被害認定調査の

効率化・迅速化に係る留意事項について

罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であり、これを迅速に交付するためには、速やかに被害認定調査を実施する必要があります。

被災した住家の調査方法及び判定方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により示しており、調査の効率化・迅速化を図るために、平成30年3月にこれを改定したところですが、今般の令和元年台風第15号により、各地で風害等が相次ぎ、甚大な被害が発生していることを踏まえ、風害による被害に係る調査を効率的かつ迅速に実施するための留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

## 記

## 1. 【木造・プレハブ】における判定方法について

風害による住家の被害認定調査については、外観目視等により以下の①から③の方法で迅速に判定することが可能です。

ただし、①から③に該当しない場合には、各部位ごとの損傷率を調査し、判定することになりますので、念のため、申し添えます。

- ① 外観目視により、以下のいずれかに該当する場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定
  - ・ 一見して住家全部が倒壊
  - ・ 一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ② 傾斜の測定により、外壁又は柱の傾斜が1/20以上に該当する場合には、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定

③ 屋根、外壁及び建具のいずれにも以下の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがないと考えられる場合は、当該住家の損害割合は20%未満とし、「半壊に至らない」と判定

部位	損傷
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 棟瓦以外の瓦もずれが著しい。</li> <li>▪ 金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。</li> <li>▪ 屋上仕上面に破断、不陸、亀裂、剥落が見られる。</li> <li>▪ 飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 仕上材が脱落している。</li> <li>▪ 釘の浮き上がり、ボードの破損、脱落が見られる。</li> <li>▪ 飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。</li> </ul>
建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ガラスが破損している。</li> <li>▪ ドアが破壊されている。</li> </ul>

※ なお、外壁又は柱の傾斜が1/60 以上の場合には、各部位ごとの損傷率を調査し、判定

また、③の場合は、被災者が撮影した写真から「半壊に至らない」と判定する自己判定方式の活用も可能です。具体的には、以下のような手順で実施します。

(1) 自己判定方式実施の広報	<p>自己判定方式を実施する場合、被災者に対して自己判定方式を実施する旨を広報します。その際以下の点を明らかにしておきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 自己判定方式が実施できる条件（半壊に至らない程度の被害で自ら結果に合意できる など）</li> <li>— 自己判定方式の申請書類等の受付窓口</li> <li>— 自己判定方式による申請受付の開始時期</li> </ul>
(2) 申請書類等の配布	<p>自己判定方式を実施する被災者に対して、申請書類を配布します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 申請に必要な書類等について説明した書類</li> <li>— 申請書類の記載方法や写真の撮影方法等が分かる書類 等</li> </ul>
(3) 申請の受付	<p>罹災証明書に係る窓口等で、申請を受け付けます。申請を受け付けた後、申請書類の内容を確認し、明らかに半壊に至らない程度の被害であることが確認でき、本人の同意が得られれば被害の程度が「半壊に至らない」の罹災証明書を交付します。</p>

これらを踏まえ、調査の効率化及び迅速化を図りながら、適切な調査をお願いいたします。

なお、各部位ごとの損傷率を調査し、判定する場合には、以下の点にもご留意ください。

① 屋根の損傷に伴い、雨による浸水被害が生じた場合、天井全面への被害（クロス等の剥離・表面劣化等）が生じる場合等も想定されることから、屋根の判定と併せて、浸水被害を受けた部位についても適切に判定してください。

② 風圧力や飛来物の衝突等によって屋根、天井が突き抜ける損傷等が生じている場合、当該損傷部分の周辺にも不陸等の損傷が想定されることから、損傷面積率を過少に評価することのないようご留意ください。

## 2. その他

「令和元年台風第15号における被災者支援の適切な実施について」（令和元年9月12日府政防第435号）において既に通知しているところですが、罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることに鑑み、被災者から市町村に住家被害等の再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知するようお願いいたします。

また、被害の規模と比較して被災市町村の調査員のみでは不足すると見込まれる場合には、他の地方公共団体に対する応援の要請や民間の専門家等の活用についても検討してください。

### 問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当） 付

参事官（事業推進担当） 付

原、佐藤

tel 03-3501-5696/fax 03-3501-6820

Mail tomohisa.hara.v2u@cao.go.jp

toshiki.sato.y8v@cao.go.jp

# 台風第15号による屋根等の被害への対応について

## 1. 支援制度

各種制度を活用して全てに切れ目なく支援

### 【全壊(半壊で解体)】

被災者生活再建支援金 : 300万円  
(全壊・建設、半壊解体・建設)

### 【大規模半壊】

被災者生活再建支援金 : 150万円  
(大規模半壊・補修)

応急修理(災害救助法) : 58.4万円以内

### 【半壊】

応急修理(災害救助法) : 58.4万円以内

### 【一部損壊】

防災・安全交付金

(参考) 鶴岡市瓦屋根修繕緊急支援事業の概要  
・対象 : 被災した住宅の瓦屋根の修繕・改修工事  
・補助金額 : 40万円以内

## 2. 被害認定調査の弾力的運用

- ・台風後の降雨被害も加味して判定
- ・被害面積の判断も柔軟に対応

✓ 屋根等の大部分に被害 ⇒ 概ね「全壊」  
「大規模半壊」

✓ 屋根等から屋内浸水があるような被害 ⇒ 概ね「半壊」

- ・内閣府(防災)の職員を派遣し、調査方法等の周知を徹底

## 3. 被害認定調査の実施体制

- ・調査の実施体制(9月26日時点): 469人

〔うち、被災自治体職員: 285人  
応援職員等 : 184人〕

- ・館山市、南房総市等は、国で必要な応援職員の数を試算し、被災自治体と調整の上、**プッシュ型で応援職員を投入**

概ね発災1ヶ月程度(10月11日)を目標に、調査を迅速に実施

# 令和元年台風第15号における被害認定調査の実施について

## 住家の被害認定調査の弾力的運用について

(9月20日に事務連絡を通知済み)

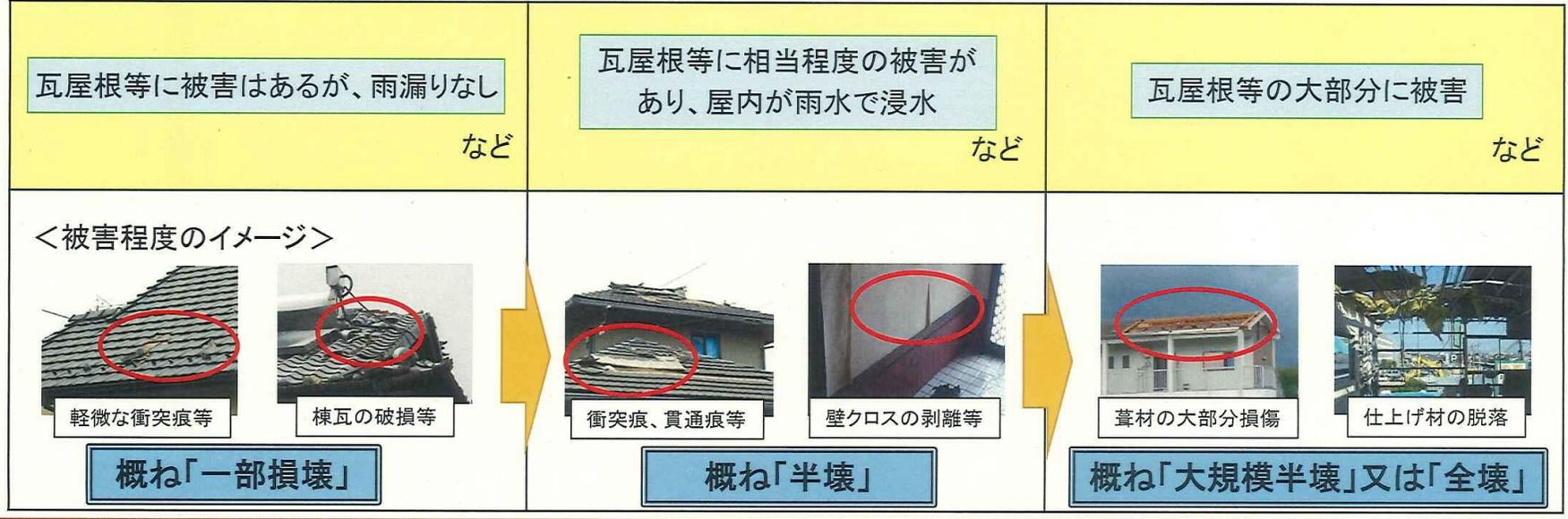
- ① 台風による被害に、降雨による被害も加味して判定
- ② 屋根、天井等の損傷面積率を柔軟に判断  
(損傷部分の周辺の状態も考慮)
- ③ **内閣府(防災)の職員を派遣し、調査方法等の周知を徹底**

**被害の実態を十分に加味して  
評価を実施**

## 被害程度のイメージ

(被害認定基準運用指針に基づき調査は実施すれば、概ね以下のような被害の程度となる)

前提: 2階建て住家。(平屋住家で同様の被害が出ている場合には、さらに損害の程度が高くなる。)





写真① 家屋① 屋根が飛ばされている



写真② 家屋② 2階ベランダ たまった水が排水しきれず天井に流れ込んだ

2019年10月1日 参議院災害対策特別委員会 日本共産党 武田良介  
2019年9月27日千葉県館山市で武田事務所が撮影



写真③ 家屋② 1階天井 水があふれた



写真④ 家屋②別棟 1階天井 雨水があふれた照明と天井の隙間



写真⑤ 家屋③ 2階天井 断熱材に水が浸み込み、26日に天井を突き破り、27日も水が滴り続いていた



写真⑦ 家屋③ 1階ドア 壁を水が伝いゆがんだため、閉まらなくなっていた

事務連絡  
令和元年9月11日

佐賀県大町町担当部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）

油の流出による被害を受けた住家の被害認定調査に係る留意事項について

令和元年8月の前線に伴う大雨により、浸水に加え、油の流出による被害を受けた住家の被害認定調査のあり方については、「令和元年8月の前線に伴う大雨における住家の被害認定調査（第1次調査等）の効率化・迅速化に係る留意事項について」（令和元年8月30日事務連絡）において、別途ご連絡することとしておりましたが、調査に係る留意事項は、下記のとおりとなりますので、よろしく願います。

#### 記

- (1) 浸水に加え、油の流出による被害を受けた住家の被害認定調査については、水害に係る住家の被害認定調査票を用いて調査し、油の流出による被害も合わせて同調査票に記載することが可能です。
- (2) 浸水深が床上30cm未満の住家についても、油による被害という特殊性に鑑み、第1次調査から始めるのではなく、第2次調査から実施し、個々の住家の被害の状況を踏まえた適切な調査をお願いいたします。
- (3) 調査方法等に疑義が発生した場合には、必要に応じて当府までご相談頂きますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）付

原、佐藤

TEL 03 - 3501 - 5696（直通）、FAX 03 - 3501 - 6820

Mail tomohisa.harara.v2u@cao.go.jp

toshiki.sato.y8v@cao.go.jp

府 政 防 第 842号  
平成16年10月28日

各都道府県知事 殿  
財団法人都道府県会館 理事長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

浸水等による住宅被害の認定について

（中略）

2. 1. に示した点に留意しつつ、適切な被害認定を行うことにより、浸水により量が浸水し、壁の全面が膨張しており、さらに、浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等には、一般的に「大規模半壊」又は「全壊」に該当することになるものと考えられる。

また、施行令第2条第1号に基づき、「半壊」であっても、やむを得ず住宅を解体する場合には、「全壊」と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合には、「やむを得ず解体」するものとして、「全壊」と同様に取り扱うものとする。